

租税特別措置法等（間接税等関係）の改正

目 次	
一 酒税関係の改正……………	1020
1 清酒等に係る酒税の税率の特例措置の改正……………	1020
2 ビールに係る酒税の税率の特例措置の改正……………	1022
3 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の延長…	1024
4 輸出酒類販売場における酒税の免税手続の電子化……………	1025
5 相続申告の添付書類の範囲の拡大……………	1027
二 たばこ税関係の改正……………	1028
1 入国者が携帯して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の改正……………	1028
(参考) 入国旅客が携帯輸入する紙巻たばこ等に係るたばこ税等の免税枠の改正【関税改正】……………	1029
三 揮発油税及び地方揮発油税関係の改正……………	1030
1 未納税移出制度等に関する手続の簡素化……………	1030
2 バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の延長……………	1033
四 石油ガス税及び石油石炭税関係の改正……………	1034
五 自動車重量税関係の改正……………	1036
1 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る免税措置の延長……………	1036
2 車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の改正……………	1037
六 印紙税関係の改正……………	1041
1 預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例措置の改正……………	1041
2 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の延長…	1042

一 酒税関係の改正

1 清酒等に係る酒税の税率の特例措置の改正

(1) 改正前の制度の概要

清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒又は発泡酒（麦芽比率50%未満でアルコール分が10度未満のものに限られます。以下1において同じです。）の製造者が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間にこれらの酒類（以下1において「清酒等」とい

います。）をその製造場から移出する場合において、その年度の前年度における清酒等のそれぞれの酒類の課税移出数量（以下1において「前年度課税移出数量」といいます。）が1,300kl以下であるときは、その清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（前年度課税移出数量が1,300kl以下である品目と同じ品目の酒類に限られ、酒税法第30条第3項（再移出控除）の適用を受けるものは除かれます。）の200klまでのものに係る酒税の税率は、

次のとおりとされてきました（旧措法87）。

① 清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎又は果実酒 その製造場からの移出が次のいずれの期間であるかに応じ、それぞれ次の税率

イ 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで 本則税率の100分の80

ロ 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率

(イ) 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の90

(ロ) 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の80

② 合成清酒又は発泡酒 その製造場からの移出が次のいずれの期間であるかに応じ、それぞれ次の税率

イ 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで 本則税率の100分の90

ロ 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率

(イ) 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の95

(ロ) 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の90

(2) 改正の内容

本特例は、平成元年度の酒税法改正による清酒等の増税に伴い、中小零細な事業者が多い清酒等の製造者に与える影響を緩和する観点から講じられた措置であることを踏まえつつ、清酒等の製造者の一部には経営状況に改善の兆しがみられるものの、多数を占める中小零細な清酒等の製造者を取り巻く状況は厳しく、これらの製造者の経営の安定化を図る必要性等を勘案するとともに、先般の酒税改革（平成29年度税制

改正）を着実に進めていく必要性も考慮し、次の見直しを行った上で、その適用期限を平成35年3月31日まで5年延長することとされました（措法87）。

① 適用対象者の範囲の縮減

本特例は、酒類製造者における清酒等に係る前年度課税移出数量により適用を判定することとしているため、明らかに大規模な酒類製造者であっても、その製造した清酒等に係る前年度課税移出数量が1,300kl以下である品目の酒類には適用されることとされてきました。こうした適用基準に対しては、会計検査院の特定検査状況報告（平成26年11月）において、酒税増税に伴う中小零細な清酒等の製造者への影響緩和という本特例の趣旨を反映した適用基準になっていない旨の指摘がありました。

このため、こうした指摘に対応する観点から、平成30年4月1日以降における本特例の適用対象者の範囲については、清酒等の製造者のうちその年度の前年度における全ての酒類の課税移出数量が10,000kl以下である清酒等の製造者（以下1において「特例適用製造者」といいます。）に限ることとされました。

② 果実酒の軽減割合の拡充

本特例は、清酒等に係る酒税の増税に伴う中小零細な清酒等の製造者への影響を緩和する観点から講じられた措置ですが、果実酒（発泡性酒類に該当するものを除きます。）に係る酒税については、平成32年10月1日に税率を引き上げることとされていることを踏まえ、税率引上げの影響を考慮し、同日以後に移出する果実酒（発泡性酒類に該当するものを除きます。）の軽減割合を拡充することとされました。

以上の見直しにより、適用期限の延長後については、特例適用製造者が平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に酒類の製造場から清酒等移出する場合において、清酒等のそれぞれの前年度課税移出数量が1,300kl以下で

あるときは、特例適用製造者が酒類の製造場から移出する清酒等（前年度課税移出数量が1,300kl以下である品目と同じ品目の酒類に限られ、酒税法第30条第3項（再移出控除）の適用を受けるものは除かれます。）の200klまでのものに係る酒税の税率は、次のとおりです（措法87）。

- ① 清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎又は果実酒（発泡性酒類に該当するものに限ります。） 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率
イ 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の90
ロ 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の80
- ② 果実酒（発泡性酒類に該当するものを除きます。） その製造場からの移出が次のいずれの期間であるかに応じ、それぞれ次の税率
イ 平成30年4月1日から平成32年9月30日まで 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率
(イ) 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の90
(ロ) 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の80
ロ 平成32年10月1日から平成35年3月31日まで 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率
(イ) 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の80
(ロ) 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の90分の64
- ③ 合成清酒又は発泡酒 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率
イ 前年度課税移出数量が1,000klを超え

- 1,300kl以下の場合 本則税率の100分の95
- ロ 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の90

2 ビールに係る酒税の税率の特例措置の改正

(1) 改正前の制度の概要

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者がその製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合、又は平成25年3月31日以前にビールの製造免許を受けた者が同年4月1日から平成30年3月31日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の前年度におけるビールの課税移出数量（以下2において「前年度課税移出数量」といいます。）が1,300kl以下であるときは、その年度に酒類の製造場から移出するビール（酒税法第30条第3項（再移出控除）の適用を受けるものは除かれます。）の200klまでのものに係る酒税の税率は、次のとおりとされてきました（旧措法87の4）。

- ① 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者 その製造場からの移出が次のいずれの期間であるかに応じ、それぞれ次の税率
イ 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで 本則税率の100分の85
ロ 平成27年4月1日からビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日まで 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率
(イ) 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の92.5
(ロ) 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の85
- ② 平成25年3月31日以前にビールの製造免許

を受けた者 その製造場からの移出が次のいずれの期間であるかに応じ、それぞれ次の税率
イ 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで 本則税率の100分の85

ロ 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率

(イ) 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の92.5

(ロ) 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の85

(2) 改正の内容

本特例は、小規模なビール製造業への参入促進及び創業期における経営基盤の強化に資する観点から講じられた措置ですが、小規模ビール製造業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることを踏まえ、その適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました(措法87の4)。

他方、本特例は、酒類製造者におけるビールの前年度課税移出数量により適用を判定することとしているため、明らかに大規模な酒類製造者であっても、その製造したビールの前年度課税移出数量が1,300kl以下である場合には適用されることとされていました。こうした適用基準に対しては、1の特例措置と同様、会計検査院の特定検査状況報告(平成26年11月)において、小規模なビール製造業への参入促進及び創業期における経営基盤の強化に資するという本特例の趣旨を反映した適用基準になっていない旨の指摘がありました。

このため、平成30年4月1日以降における本特例の適用対象者の範囲については、ビールの製造者のうちその年度の前年度における全ての酒類の課税移出数量(③において「前年度総課税移出数量」といいます。)が10,000kl以下であるビールの製造者(以下2において「特例適

用製造者」といいます。)に限ることとされました。

以上の見直しにより、適用期限の延長後については、特例適用製造者が酒類の製造場からビールを移出する場合において、ビールの前年度課税移出数量が1,300kl以下であるときは、特例適用製造者が酒類の製造場から移出するビール(酒税法第30条第3項(再移出控除)の適用を受けるものは除かれます。)の200klまでのものに係る酒税の税率は、次のとおりです(措法87の4)。

① 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた特例適用製造者でビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの間 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率
イ 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の92.5

ロ 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の85

② 平成30年3月31日以前にビールの製造免許を受けた特例適用製造者で平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税率

イ 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則税率の100分の92.5

ロ 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則税率の100分の85

(参考) 一般の酒税改革(平成29年度税制改正)で措置されたビールの定義の見直しによるビールの範囲の拡大に伴い、これまで発泡酒に分類されていた酒類のうち、平成30年4月1日からはビールに分類されるものがあります。このため、新たにビールに分類される酒類を製造するビールの製造者のうち、改正後の適用基準に該当する者につい

ては、本特例の適用を受けることができます。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成30年4月1日から適用されますが、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者がその製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの間にビールをその製造場から移出する場合には改正前の規定が適用されますので、前年度総課税移出数量が10,000kℓ超であっても本特例が適用されます（改正法附則121②）。

3 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の延長

(1) 制度の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、酒類の製造場内の建物や製造設備が流失・損壊する等、数多くの酒類製造者が甚大な被害を受けました。このため、こうした被災した酒類製造者については、事業の復旧に向けて、費用負担が増大すると見込まれました。

他方、中小零細な清酒等（租税特別措置法第87条第1項に規定する清酒等をいいます。以下3において同じです。）の製造者に対する同条の規定による酒税の軽減措置（以下3において「清酒等に係る中小特例」といいます。）が、平成23年4月からその軽減割合が縮減されることになっていたため、こうした状況を考慮して、清酒等に係る中小特例の対象者のうち、東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けた者について、清酒等に係る中小特例の軽減割合の縮減による影響を緩和する観点から、これらの者が移出する清酒等に対して、平成23年4月以降も当面、縮減前の軽減割合を継続して適用できるようにする等の措置が講じられました。

(2) 改正前の制度の概要

東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成23年

4月1日から平成30年3月31日までの間において、その年度の前年度における清酒等のそれぞれの酒類の課税移出数量が1,300kℓ以下であるときは、その清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（その前年度における課税移出数量が1,300kℓ以下である品目と同じ品目の酒類に限られ、酒税法第30条第3項（再移出控除）の規定の適用を受けるものは除かれます。）の200kℓまでのものに係る酒税の税額は、租税特別措置法第87条の規定により計算した税額の100分の93.75とされていました（旧震災特法43の2①）。

(注) 本特例の適用を受けようとする清酒等の製造者（以下「被災酒類製造者」といいます。）は、平成24年3月31日までに一定の事項を記載した申請書を国税庁長官に提出し、東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けたことにつき以下の要件のいずれかを満たすものとして国税庁長官の確認を受ける必要があります（震災特法43の2②、震災特令34①②）。

- (i) 東日本大震災により自己の酒類の製造場において清酒等の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備（以下「清酒製造設備等」といいます。）に損害が生じ、その損害の金額（保険金等により補填される部分の金額は除かれます。）がその製造場における清酒製造設備等の価額の10分の5以上であること。
- (ii) (i)のほか、東日本大震災により自己の酒類の製造場における清酒製造設備等のうち主要なものが滅失又は損壊（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊に限られます。）をしたことによってその製造場における清酒等の製造又は貯蔵が困難となったこと。

(3) 改正の内容

本特例は、被災酒類製造者について、清酒等に係る中小特例の軽減割合の縮減による影響を緩和する等の観点から講じられたものですが、

被災酒類製造者を取り巻く環境は依然として厳しいことを考慮するとともに、政府として、平成28年度から平成32年度までを東日本大震災の「復興・創生期間」と位置付けて、東日本大震災の復旧・復興事業の取組を進めていることを踏まえ、その適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました（震災税法43の2①）。

4 輸出酒類販売場における酒税の免税手続の電子化

(1) 改正前の制度の概要

訪日外国人旅行者に対する酒蔵ツーリズムの魅力を高め、地方を訪れる外国人旅行者の増加を地方における外国人旅行消費の拡大につなげるため、酒類製造者が輸出酒類販売場（消費税の輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場であること等の要件に該当する販売場として、当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受けた酒類の販売場をいいます。以下同じです。）において訪日外国人旅行者等に対して販売した酒類に係る酒税を免税とする制度（いわゆる「酒蔵ツーリズム免税制度」）が設けられています。

すなわち、輸出酒類販売場を営む酒類製造者が、非居住者（外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者をいいます。以下同じです。）に対し、自ら製造等をした酒類であって消費税の輸出物品販売場制度の適用を受ける酒類（以下「免税酒類」といいます。）で輸出するため一定の方法により購入されるものを販売するため、当該輸出酒類販売場である酒類の製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除することとされています（措法87の6）。

この場合の輸出酒類販売場を営む酒類製造者が非居住者に対して販売する免税酒類に係る酒税が免除されるための免税販売手続は、原則として、消費税の輸出物品販売場で行う消耗品の免税販売手続と同様であり、具体的には次の要件を満たす必要がありました（旧措令46の

8の2②）。

① 輸出酒類販売場において非居住者に免税酒類を引き渡す場合

イ 非居住者から、その所持する旅券等の提示を受けること

ロ その旅券等に購入の事実を記載した書類（以下「購入記録票」といいます。）の貼付けを行うとともに、その旅券等とその購入記録票との間に割印を行うこと

ハ 非居住者から、免税酒類を購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類（以下「購入者誓約書」といいます。）の提出を受けること

ニ その免税酒類を国税庁長官が指定する方法により包装すること

② 輸出酒類販売場において非居住者が免税酒類を海外に直送する場合

イ 非居住者が免税酒類を購入する際に、国際第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法の規定により許可を受けて国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営む者をいいます。以下同じです。）との間において当該免税酒類の輸出に係る運送契約を締結すること

ロ 非居住者から、その所持する旅券等の提示を受けること

ハ 運送契約書の写しの提出を受けること

ニ 非居住者が免税酒類をその場で当該国際第二種貨物利用運送事業者（代理人を含みます。）に引き渡すこと

(2) 改正の内容

平成30年度税制改正では、外国人旅行者の利便性の向上等の観点から、消費税の輸出物品販売場で行う消耗品の免税販売手続等についての電子化及びペーパーレス化を推進するための見直しが行われました。これに伴い、消費税の輸出物品販売場における免税販売手続と同様に、輸出酒類販売場における免税酒類の免税販売手続等についても次のように見直されました（消費

税の輸出物品販売場に係る見直しの内容は前掲「消費税法等の改正」の「一 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）における手続の電子化等」をご参照ください。

① 免税販売手続の見直し

イ 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、非居住者から旅券等の提示を受けるとともに、その旅券等に記載された情報の提供を受けなければならないこととされました（措令46の8の2②）。

ロ 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、免税酒類を購入する非居住者に対して、次の事項を説明しなければならないこととされました（措令46の8の2⑧、措規37の4の2⑤）。

(イ) その免税酒類が輸出するために免税で購入されるものである旨

(ロ) 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所等を所轄する税務署長にその旅券等を提示しなければならない旨

(ハ) 免税酒類を本邦から出国する際に所持していなかった場合には免除された酒税額に相当する額を徴収される旨

(注) 上記の免税販売手続の見直しに伴い、非居住者が所持する旅券等に購入記録票の貼付けを行う手続及び旅券等と当該購入記録票との間に割印を行う手続、購入者誓約書の提出を受ける手続は廃止されました。

なお、非居住者が免税酒類の引渡しを受ける場合における免税酒類を国税庁長官が指定する方法により包装すること、非居住者が免税酒類を海外に直送する場合における運送契約書の写しの提出を受けること及び免税酒類をその場で国際第二種貨物利用運送事業者（代理人を含みます。）に引き渡すことは、引き続き必要です。

② 酒類購入記録情報の国税庁長官への提供

イ 酒類製造者による提供

非居住者の旅券等に記載された情報の提

供を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、酒類購入記録情報を電子情報処理組織を使用する方法により、免税手続の際に、消費税の購入記録情報（消費税法施行規則第6条第7項に規定する購入記録情報をいいます。以下同じです。）に併せて、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならないこととされました（措令46の8の2④）。

また、災害その他やむを得ない事情により国税庁長官に提供することができなかった場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに酒類購入記録情報を国税庁長官に提供する必要があります（措令46の8の2⑥）。

(注1) 上記の「酒類購入記録情報」とは、旅券等に記載された情報を提供した非居住者が購入した免税酒類の税率の適用区分（品目を含みます。）及び当該区分ごとの数量が記録された電磁的記録をいいます（措令46の8の2④、措規37の4③）。

(注2) 酒類購入記録情報を電子情報処理組織を使用する方法により国税庁長官に提供するためには、あらかじめ、届出者の氏名等、輸出酒類販売場の所在地及び名称並びに電子メールアドレス等を記載した届出書を輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならないこととされています。この場合において、消費税に係る同様の届出書を併せて提出するときであってそれぞれの届出書を提出すべき税務署長が異なるときは、当該消費税に係る届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができることとされています（措規37の4の2①）。

ロ 承認送信事業者による提供

イによる酒類購入記録情報の国税庁長官への提供は、その提供をすべき輸出酒類販売場を経営する酒類製造者との間において当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契

約が締結されている等の承認送信事業者が、一定の要件の下、輸出酒類販売場を営む酒類製造者のために、消費税の購入記録情報と併せて当該契約に係る輸出酒類販売場の別に行うことができることとされました。

また、酒類購入記録情報を国税庁長官に提供する承認送信事業者は、当該酒類購入記録情報又はその情報を出力することにより作成した書面を当該輸出酒類販売場を営む酒類製造者に提供し、又は交付するものとされています（措令46の8の2⑩、措規37の4の3①）。

（注）上記の「承認送信事業者」とは、一定の要件を満たす事業者で、消費税の市中輸出物品販売場を営む事業者のために消費税の購入記録情報を国税庁長官へ提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けた者をいいます（消令18の4④）。

③ 酒類購入記録情報の保存

輸出酒類販売場を営む酒類製造者は、免税酒類に係る酒税の免税の適用を受けるには、国税庁長官に提供した酒類購入記録情報に係る電磁的記録（承認送信事業者から提供を受けた酒類購入記録情報又は交付を受けた書面を含みます。）を保存しなければなりません（措法87の6②、措令46の8の3）。

また、承認送信事業者は、国税庁長官に提供した酒類購入記録情報を保存しなければなりません（措令46の8の2⑪）。

(3) 適用関係

上記の改正は、輸出酒類販売場を営む酒類製造者が、平成32年4月1日以後に非居住者に対して免税酒類を販売する手続について適用されます。ただし、直ちに免税販売手続の電子化を行うことが困難な小規模な酒類製造者に配慮する観点から、同日から平成33年9月30日までの間は、現行の書面等による免税販売手続に

よることができることとされています（改正法附則45①②）。

5 相続申告の添付書類の範囲の拡大

(1) 改正前の制度の概要

酒類等の製造者又は販売業者について相続があった場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人は、遅滞なく、その旨その他の事項を記載した申告書を、その製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（酒法19、酒令18①）。

また、その申告書には、申告者の戸籍抄本及び申告者が製造免許等に係る人的要件に反しない旨を誓約した書面を添付しなければならないこととされていました（旧酒令18②）。

(2) 改正の内容

国民が行政機関に行う各種の申請手続等においては様々な添付書類の提出が求められています。このうち、相続があった場合の申請手続等の多くでは戸籍の謄本又は抄本（以下「戸籍謄本等」といいます。）の提出が求められていますが、住民票の写しと比較して取得費用や手間の面から多くの負担となっており、戸籍謄本等に代わる住民票の写しの提出や提出済みの戸籍謄本等の返却を求める要望がみられていました。

こうした状況を踏まえ、総務省において、申請手続等における国民負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心に、申請手続等における提出書類の取扱状況の実態調査を行った上で、その調査結果を踏まえ、関係府省に対し、「相続時に提出する戸籍謄本等を返却することとされていない手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこと。」を勧告しました。

平成30年度税制改正では、総務省の勧告を踏まえ、酒類の製造業又は販売業に係る相続申告に添付すべき戸籍抄本については、次の書類の

いずれかの書類で相続に係る被相続人の全ての相続人を明らかにするものとされ、いわゆるコピーも認めることとされました（酒令18②、酒規7の7）。

- ① 戸籍の謄本又は抄本
- ② 不動産登記規則に規定する法定相続情報一覧図の写し

③ ①又は②を複写機により複写したもの（いわゆるコピー）

(3) 適用関係

上記の改正は、平成30年4月1日以後の相続申告について適用されます。

二 たばこ税関係の改正

1 入国者が携帯して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の改正

(1) 改正前の制度の概要

入国者が携帯して輸入する紙巻たばこについて、免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、昭和62年3月末までは、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から、関税及び内国消費税の税率を総合したものを基礎として算出されていた簡易税率（1本につき5円。下記（注1）をご参照ください。）が関税定率法に定められており、これを適用することとされていました。

紙巻たばこについては、昭和61年の日米たばこ協議合意に基づき、昭和62年4月から、紙巻たばこに対する関税が無税とされたことに伴い、それまで入国者が携帯して輸入する紙巻たばこに適用されていた関税定率法に基づく簡易税率が適用できなくなりましたが、入国者に係る通関事務が円滑に行われることの重要性に変化はないことから、昭和62年度税制改正において、関税の簡易税率の代替措置として、その簡易税率の水準で「入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置（1,000本につき5,000円）」が租税特別措置法に設けられました。

その後、平成元年度の税制改正において、その適用対象に別送品が加えられ、また、平成15年度、平成18年度及び平成22年度の税制改正におけるたばこ税率の引上げ並びに平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、それぞれ本特例措

置の税率も引き上げられており、平成30年3月31日までの措置として、1,000本につき11,000円の税率とされていました（旧措法88の2）。

（注1）「簡易税率」とは、入国者が入国の際に携帯又は別送して輸入する貨物に対して適用される関税率であり、関税、内国消費税及び地方消費税の税率を総合したものを基礎に定められたものですが、関税が無税の貨物には適用できないこととされています（関税定率法3の2）。また、簡易税率の適用を受ける貨物については、消費税などの内国消費税は課されないこととされています（輪徴法2の2）。

（注2）平成10年12月に創設されたたばこ特別税についての入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係る特例税率は、1,000本につき500円とされています（た特法8②）。したがって、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、たばこ税及びたばこ特別税を合わせて、1,000本につき11,500円の税負担となります。

なお、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこについては、地方のたばこ税は課されず、また、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち、本特例措置の適用を受ける紙巻たばこについては、租税特別措置法の規定により消費税が課されないこととされています（措法86の3）。

(2) 改正の内容

① 適用期限の延長

本特例措置については、紙巻たばこに係る関税の無税化が関税暫定措置法により1年ごとの措置とされていることから、本特例措置の適用期限も関税暫定措置法の改正に併せて1年ごとに延長されてきました。

平成30年3月31日に期限が到来する本特例措置の適用期限については、平成30年度税制改正においても、紙巻たばこに係る関税を無税とする関税暫定措置法の適用期限が1年延長されることに併せて、平成31年3月31日まで1年延長することとされました。

② 税率の引上げ

平成30年度税制改正では、たばこ税の税率について、平成30年10月1日、平成32年10月1日及び平成33年10月1日に、それぞれ国と地方を合わせて1,000本につき1,000円ずつ段階的に引き上げることとされました。

上記①のとおり、本特例措置の適用期限は平成31年3月31日まで1年延長することとされましたが、この期間内の平成30年10月1日にたばこ税率の引上げが行われるにもかかわらず、その引上げ分に相当する本特例措置の税率を引き上げない場合には、他の紙巻たばこの税負担との格差が拡大するという問題が生じるため、納税手続の簡素化を図るという本特例の趣旨も踏まえながら、税負担の公平性を図る観点から、平成30年10月1日以後の本特例措置による特例税率を1,000本につき1,000円引き上げることとされました。

これにより、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、たばこ税及びたばこ特別税を合わせて、1,000本につき12,500円の税負担となります。

(3) 適用関係

上記の改正により、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち免税となる数量を

超えて商業量に達するまでの数量については、たばこ税法の規定にかかわらず、平成30年9月30日までの間は1,000本につき11,000円（1本につき11円）のたばこ税の特例税率が適用され、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間は1,000本につき12,000円（1本につき12円）のたばこ税の特例税率が適用されることとなります（措法88の2）。

なお、たばこ税の特例税率が適用される紙巻たばこについては、上記のほかに、1,000本につき500円（1本につき50銭）のたばこ特別税が課されることには変更がありません。

(参考) 入国旅客が携帯輸入する紙巻たばこ等に
係るたばこ税等の免税枠の改正【関税改正】

(1) 改正前の制度の概要

入国旅客が携帯又は別送して輸入する物品については、旅客の通関手続上の便宜を図るとともに国際観光等を促進するため、個人的な使用に供するものに限り、一定の範囲内で関税及び国内消費税が免除されています（関定法14七、輸徴法13①一、③一）。

紙巻たばこ等に係る具体的な免税枠は次のとおりでした（旧関定規2の4②）。

		入国旅客	
		居住者	非居住者
日本製	紙巻たばこ	200本	400本
	葉巻たばこ	50本	100本
	その他のたばこ	250g	500g
外国製	紙巻たばこ	200本	400本
	葉巻たばこ	50本	100本
	その他のたばこ	250g	500g
合 計	紙巻たばこ	400本	800本
	葉巻たばこ	100本	200本
	その他のたばこ	500g	1,000g

(2) 改正の背景及び内容

この携帯品免税制度は、入国旅客の通関事務上の便宜を図るために設けられた制度ですが、紙巻たばこ等に係る改正前の免税枠は、①外国製・日本製の別、②居住者・非居住者の別、に区分されているため複雑な免税区分となっており、入国旅客にとって分かりにくく、また、税関にとっても免税範囲の判断に時間を要し、迅速な通関の妨げになっている面がありました。

とりわけ、入国旅客数は平成28年までの5年間で約4倍（622万人→2,404万人）に急増し、今後も2020年の東京オリンピック・パラリンピック等の国際イベントの開催が予定されており、入国旅客数の更なる増加が見込まれる中、紙巻たばこ等の免税枠を簡素化し、迅速かつ効率的な通関を実現することがこれまで以上に必要となっています。

また、紙巻たばこの免税枠の水準については、アメリカ、カナダ、EU、韓国等の諸外国においては、概ね200本となっていることのほか、「外国製・日本製の別」の区分を設けた際のたばこ専売制の下での輸入制限は既に廃止されていること、「国際観光政策に関するOECD理事会の決定及び勧告」においても「観光者に少なくとも200本の免税枠を認める」旨の内容

に変更されていることから、現在の複雑な免税区分を維持する必要性も認められなくなってきていました。

このため、平成30年度の関税改正においては、紙巻たばこの免税枠を一律に200本とする等の紙巻たばこ等に係る関税及び内国消費税の免税枠の簡素化を図るとともに、紙巻たばこ等に係る免税枠の水準についても見直しが行われました。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成30年10月1日から適用することとされました。

なお、紙巻たばこ等に係る免税枠の水準の見直しに当たっては、その影響を緩和するため、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年間については改正前の免税枠の水準を踏まえた経過措置が講じられていますので、具体的な入国旅客に係る免税枠は次のとおりです（関定規2の4②、改正省令附則②）。

	平成30年 10月1日～	平成33年 10月1日～
紙巻たばこ	400本	200本
葉巻たばこ	100本	50本
加熱式たばこ	紙巻たばこ 400本相当	紙巻たばこ 200本相当
その他の たばこ	500g	250g

三 揮発油税及び地方揮発油税関係の改正

1 未納税移出制度等に関する手続の簡素化

(1) 改正前の制度の概要

① 未納税移出制度

揮発油税及び地方揮発油税（以下「揮発油税等」といいます。）は、国産の揮発油については、その製造場から移出する段階で課税することを原則としていますが、揮発油の製

造場から移出するものであっても、他の揮発油の原料とするための揮発油など、いまだ消費のための流通段階に入っていない中間段階にある揮発油と認められるものを製造場から移出する場合には、一定の手続を行うことを条件に、未納税で移出することができることとされています（旧揮法14）。

具体的には、移出をした揮発油の製造者は、移出に関する明細書及び移入をした者が移入

数量等を証明した書類（以下「移入証明書」といいます。）を揮発油税の納税申告書に添付し、移入をした者は、移入数量等を記載した書類（以下「移入届出書」といいます。）をその移入場所の所轄税務署長に、移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならないこととされていました（旧揮法14②⑦）。

- ② 移出に係る航空機燃料用揮発油の免税制度
航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）第2条第2号に規定する航空機燃料に該当する揮発油については、航空機に積み込む時に同法により航空機燃料税が課されることになるため、当該揮発油をその製造場から航空機燃料の用途に供する場所に移出する場合には、一定の手続を行うことを条件に、揮発油税等を免除することとされています（旧揮法16の3）。

具体的には、移出をした揮発油の製造者は、移出に関する明細書及び移入証明書を揮発油税の納税申告書に添付し、移入をした者は、移入届出書をその移入場所の所轄税務署長に、移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならないこととされていました（旧揮法16の3②④）。

- ③ 特定石油化学製品の免税移出制度

エチレン等の石油化学製品を製造するため、その原料用その他一定の用途に供する揮発油をその製造場から移出する場合は、①の未納税移出制度により揮発油税等が免除されますが、当該揮発油を原料等として製造された石油化学製品のうちベンゾール、シクロヘキサン、ノルマルヘキサン、トリオール、キシロール及びアルキルベンゾール（以下「特定石油化学製品」といいます。）を合成ゴム、塗料、合成洗剤等の製造用以外の用途に消費し、又は製造場から移出する場合には、揮発油税等を課税することとされています。

この特定石油化学製品への課税は、揮発油に特定石油化学製品を混和したいわゆるブレ

ンドガソリンの密造に対応するため、昭和51年度に措置されたものですが、特定石油化学製品は、このブレンドガソリンの製造のために使用されるだけでなく、本来は、合成ゴム、塗料、合成洗剤などガソリンとは異なる製品の主原料となるものでもあることから、これらの製品の製造用等の用途で移出する場合には、一定の手続を行うことを条件に、揮発油税等を免除することとされています（旧措法89の2④ただし書）。

具体的には、移出をした特定石油化学製品の製造者は、移出に関する明細書及び移入証明書を所轄税務署長に提出する特定石油化学製品の数量等を記載した書面に添付し、移入をした者は、移入届出書をその場所の所轄税務署長に、移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならないこととされていました（旧措法89の2⑥⑧）。

- ④ 移出に係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税制度

ゴムの溶剤用や塗料の製造用など特定の用途に供される揮発油及びみなし揮発油でその用途に応じ一定の規格を有するものを揮発油の製造場からその用途に供する場所に移出する場合には、一定の手続を行うことを条件に、揮発油税等を免除することとされています（旧措法89の3、90）。

具体的には、移出をした揮発油の製造者は、移出に関する明細書及び移入証明書を揮発油税の納税申告書に添付し、移入をした者は、移入届出書をその移入場所の所轄税務署長に、移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならないこととされていました（旧措法89の3②④、90②④）。

（注）「みなし揮発油」とは、炭化水素油と揮発油以外の物とを混和した炭化水素油で、温度15度において0.8762以下の比重を有し、90%留出温度が267度以下で初留点が温度100度未満の揮発油以外のものをいいます（措法88の6）。

(2) 改正の背景・内容

① 改正の背景

平成29年3月29日の第14回規制改革推進会議に提出された「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～（規制改革推進会議行政手続部会）」では、「国税」について、「手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める」こととされています。この「行政手続部会取りまとめ」を踏まえ、財務省において「行政手続コスト削減のための基本計画」が策定され、揮発油税について、次のとおり定められました。

「ホ 揮発油税に係る未納税移出・移入の手続の簡素化【制度改正を含め検討】

揮発油等の未納税移出入時に必要な手続について、一定の要件に該当する場合には移入証明書等の税務署への提出を不要とするよう検討する。」

これを踏まえ、今般、次の②及び③のとおり、揮発油税の未納税移出制度等に関する手続の簡素化を行うこととされました。

② 未納税移出制度等に関する手続の改正

上記のとおり、(1)①から④の制度（以下「未納税移出制度等」といいます。）の適用にあたっては、移出をした揮発油の製造者等は、移出に関する明細書及び移入証明書を揮発油税の納税申告書又は特定石油化学製品の数量等を記載した書面（以下「納税申告書等」といいます。）に添付しなければならないこととされていました。これまで、これらの書類は、①移出者が移出数量等を記載して移入者に送付し、②移入者が移入数量等を追記して移出者に返送し、③移出者がその書類を納税申告書等に添付して所轄税務署長に提出することとされていました。

今般、手続の簡素化の観点から、移入者が作成する移入証明書について、その作成に代えて電磁的記録（その電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、その電子

署名に係る電子証明書が提供されているものに限ります。）による提供も可能とするとともに、移入者が作成した証明書ではなく、その証明書に基づき移出者が作成した書類（移入明細書）を納税申告書等に添付して所轄税務署長に提出することとされました（揮令5の2②、措令47の5③、47の8①、48の2①、揮規2、措規39）。また、これに伴い、移入証明書の作成方法を定めていた規定を削除することとされました（旧揮規3、旧措規38の4、39）。

さらに、こうした手続の簡素化の観点や航空機燃料に該当する揮発油の流通の実態を踏まえ、揮発油の販売業者が譲渡するための航空機燃料に該当する揮発油をその蔵置場に移出する場合には、所轄税務署長の承認を受けることなく未納税で移出することができることとするとともに、当該揮発油を保税地域から当該蔵置場に引き取る場合についても、税関長の承認を受けた場合には、当該揮発油が航空機燃料であることを理由として未納税で引き取ることができることとされました（揮法14①三、14の3①二）。

③ 未納税移出制度等に関する特例の創設

未納税移出制度等の適用にあたって、①移出者が納税申告書等に添付することとされている「移入明細書」及び②移入者が所轄税務署長に提出する「移入届出書」について、次のとおり、一定の要件を満たす場合には、その添付又は提出を要しないこととされました（揮法14の2、16の4、措法89の2⑫～⑰、89の3⑥～⑪、90⑥～⑪）。

イ 移出者が納税申告書等に添付する移入明細書に係る特例

揮発油、みなし揮発油又は特定石油化学製品（以下「揮発油等」といいます。）の移入場所が次に掲げる場所に該当する場合には、移入明細書の納税申告書等への添付を要しないこととされました。

(イ) 移出者と移入者が同一である場合にお

けるその移入場所

(ロ) (イ)のほか、未納税又は免税で移出される揮発油等が継続して移入される場所であり、かつ、その場所を所轄する税務署長の承認を受けたもの

ただし、特例の適用にあたっては、納税申告書等に未納税移出制度等の適用を受ける揮発油等の数量を記載（未納税移出以外の場合は、移出に関する明細書を添付）するとともに、未納税移出制度等の適用を受ける揮発油等に該当すること及びその揮発油等が移入場所に移入されたことについての明細を明らかにする必要があります（揮法14の2①、16の4①、措法89の2⑫、89の3⑥、90⑥）。

ロ 移入者が税務署長に提出する移入届出書に係る特例

揮発油等の移入場所が未納税移出制度等の適用を受ける揮発油等を継続して移入する場所であり、かつ、その場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、移入届出書の提出を要しないこととされました（揮法14の2②、16の4②、措法89の2⑬、89の3⑦、90⑦）。

(注) 移出者と移入者が同一である場合における移入届出書については、移出入の明細が明らかにされている場合には、その提出を省略して差し支えないこととされています（揮通60の2、73の2、81の2、86の2）。

ハ 特例の承認申請に係る規定の整備

イ(ロ)又はロの特例の承認申請があった場合において、これらに規定する事実がないと認められるとき、又はその申請をした者若しくはその申請に係る場所につき揮発油税等の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができることとされました（揮法14の2③、16の4③、措法89の2⑭、89の3⑧、90⑧）。

また、イ(ロ)又はロの特例の承認を受けた者について、これらに規定する事実がなくなったと認められるとき、又は揮発油税等の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、税務署長は、その承認を取り消すことができることとされました（揮法14の2④、16の4③、措法89の2⑮、89の3⑨、90⑨）。

なお、イ(ロ)又はロの特例の承認を受けた者は、特例を受ける必要がなくなったときは、その旨を記載した届出書を、その承認をした税務署長に提出しなければならず、その提出があったときは、その承認は、その効力を失うこととされました（揮法14の2⑤、16の4③、措法89の2⑯、89の3⑩、90⑩）。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成30年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

2 バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例は、京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）におけるバイオマス由来の輸送用燃料の導入を促進する観点から、揮発油とバイオエタノール等（バイオマス由来のアルコール又はバイオマス由来のアルコールを原料として製造されたエチル・ターシャリ・ブチルエーテルをいいます。以下同じです。）を混和して製造された一定の揮発油（以下「バイオエタノール等揮発油」といいます。）の税負担を軽減するため、平成20年度の税制改正において5年間の措置として創設され、その後、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）」において、平成29年度（2017年度）に50万kl（原油換算）のバ

イオエタノールの導入を石油事業者に求めていること等を考慮し、平成25年度税制改正においてその適用期限が5年延長され、平成30年3月31日までの措置とされました。

(注1) 「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指します。

(注2) バイオマスを燃焼することにより放出されるCO₂は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収したCO₂であることから、ライフサイクルの中では大気中のCO₂を増加させないという「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有しています。こうした特性を踏まえ、気候変動枠組条約においては、バイオマス由来燃料は、燃焼してもCO₂排出量が計上されないものとして扱われています。

具体的には、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に規定する揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、平成30年3月31日までにその製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する数量を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出した揮発油の

数量とみなし、これに揮発油税等を課税することとされていました（旧措法88の7）。

(2) 改正の内容

本特例については、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「輸入が中心となっているバイオ燃料については、国際的な動向や次世代バイオ燃料の技術開発の動向を踏まえつつ、導入を継続する。」とされていることや、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第5条第1項の規定に基づき定められる石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量が平成30年度から平成34年度までの各年度ごとに引き続き原油換算量50万klとされる見込みであったことを踏まえ、その適用期限を5年延長し、平成35年3月31日までの措置とすることとされました（措法88の7）。

(参考) 平成30年4月17日に、「平成30年度以降の5年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準」（平成30年経済産業省告示第85号）が公布され、石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量は各年度ごとに原油換算量50万klとされました。

四 石油ガス税及び石油石炭税関係の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 石油ガス税に係る特定用途免税制度

石油ガス税は、国内で充てんされた課税石油ガス（自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスをいいます。以下同じです。）については、その石油ガスの充てん場から移出する段階で課税することを原則としていますが、石油ガスの充てん者が原料用又は熱源用に供される課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場

からこれらの用途に供する場所へ移出する場合には、一定の手続を行うことを条件に、その移出に係る石油ガス税を免除することとされています（旧石ガ法12）。

具体的には、移出をした者は、移出に関する明細書及び移入をした者が移入数量等を証明した書類（以下「移入証明書」といいます。）を石油ガス税の納税申告書に添付し、移入をした者は、移入数量等を記載した書類（以下「移入届出書」といいます。）をその移入場所の所轄

税務署長に、移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならないこととされてきました（旧石ガ法12②④）。

(2) 石油石炭税に係る未納税移出制度

石油石炭税は、国産の原油、ガス状炭化水素又は石炭については、その採取場から移出する段階で課税することを原則としていますが、原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場から移出するものであっても、海外へ輸出する目的で一定期間その輸出業者の蔵置場に蔵置するための原油、ガス状炭化水素又は石炭など、いまだ消費のための流通段階に入っていない中間段階にある原油、ガス状炭化水素又は石炭と認められるものを採取場から移出する場合には、一定の手続を行うことを条件に、未納税で移出することができることとされています（旧石石法10）。

具体的には、移出をした採取者は、移入明細書を石油石炭税の納税申告書に添付し、移入をした者は、移入届出書をその移入場所の所轄税務署長に、移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならないこととされてきました（旧石石法10②⑦）。

2 改正の背景・内容

(1) 改正の背景

前述「三 揮発油税及び地方揮発油税関係の改正」の「1 未納税移出制度等に関する手続の簡素化」とおり、揮発油税等について、財務省において策定された「行政手続コスト削減のための基本計画」を踏まえ、未納税移出制度等に関する手続の簡素化を行うこととされました。これと同様の観点から、石油ガス税における移出に係る課税石油ガスの特定用途免税制度及び石油石炭税に係る未納税移出制度についても手続の簡素化を行うこととされました。

(2) 石油ガス税に係る特定用途免税制度に係る手続の改正

上記のとおり、1(1)の制度の適用にあたって

は、移出をした石油ガスの充てん者は、移出に関する明細書及び移入証明書を石油ガス税の納税申告書に添付しなければならないこととされてきました。これまで、これらの書類は、①移出者が移出数量等を記載して移入者に送付し、②移入者が移入数量等を追記して移出者に返送し、③移出者がその書類を納税申告書に添付して所轄税務署長に提出することとされてきました。

今般、手続の簡素化の観点から、移入者が作成する移入証明書について、移入者が作成した証明書ではなく、その証明書に基づき移出者が作成した書類（移入明細書）を納税申告書に添付して所轄税務署長に提出することとされました（石ガ令8）。また、これに伴い、移入証明書の作成方法を定めていた規定を削除することとされました（旧石ガ規3）。

(3) 石油ガス税又は石油石炭税に係る特定用途免税制度等に関する特例の創設

1(1)又は(2)の制度（以下「特定用途免税制度等」といいます。）の適用にあたって、①移出者が納税申告書に添付することとされている「移入明細書」及び②移入者が所轄税務署長に提出する「移入届出書」について、次のとおり、一定の要件を満たす場合には、その添付又は提出を要しないこととされました（石ガ法12の2、石石法10の2）。

① 移出者が納税申告書に添付する移入明細書に係る特例

課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭（以下「課税石油ガス等」といいます。）の移入場所が次に掲げる場所に該当する場合には、移入明細書の納税申告書への添付を要しないこととされました。

イ 移出者と移入者が同一である場合におけるその移入場所

ロ イのほか、特定用途免税制度等の適用を受ける課税石油ガス等が継続して移入される場所であり、かつ、その場所を所轄する

税務署長の承認を受けたもの

ただし、特例の適用にあたっては、納税申告書に、特定用途免税制度の適用を受ける課税石油ガスの移出に関する明細書を添付し、又は未納税移出制度の適用を受ける原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量を記載するとともに、特定用途免税制度等の適用を受ける課税石油ガス等に該当すること及びその課税石油ガス等が移入場所に移入されたことについての明細を明らかにする必要があります（石ガ法12の2①、石石法10の2①）。

- ② 移入者が税務署長に提出する移入届出書に係る特例

課税石油ガス等の移入場所が特定用途免税制度等の適用を受ける課税石油ガス等を継続して移入する場所であり、かつ、その場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、移入届出書の提出を要さないこととされました（石ガ法12の2②、石石法10の2②）。

（注） 移出者と移入者が同一である場合における移入届出書については、移出入の明細が明らかにされている場合には、その提出を省略して差し支えないこととされています（石ガ通37の2、石石通29）。

- ③ 特例の承認申請に係る規定の整備

①ロ又は②の特例の承認申請があった場合

において、これらに規定する事実がないと認められるとき、又はその申請をした者若しくはその申請に係る場所につき石油ガス税又は石油石炭税の保全上不相当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができることとされました（石ガ法12の2③、石石法10の2③）。

また、①ロ又は②の特例の承認を受けた者について、これらに規定する事実がなくなったと認められるとき、又は石油ガス税若しくは石油石炭税の保全上不相当と認められる事情が生じたときは、税務署長は、その承認を取り消すことができることとされました（石ガ法12の2④、石石法10の2④）。

なお、①ロ又は②の特例の承認を受けた者は、特例を受ける必要がなくなったときは、その旨を記載した届出書を、その承認をした税務署長に提出しなければならないが、その提出があったときは、その承認は、その効力を失うこととされました（石ガ法12の2⑤、石石法10の2⑤）。

3 適用関係

上記の改正は、平成30年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

五 自動車重量税関係の改正

1 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る免税措置の延長

(1) 改正前の制度の概要等

乗合自動車等のバリアフリー化については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項に基づき定められた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、計画的に進められているところですが、高齢者等の増加に加え、ベビーカーや子ども連れでも利用しやすい公共交通機関の実現等の要請の高

まりもあり、より高い新たな目標（平成32年度末目標）を定める同基本方針の改正（平成23年3月31日国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）が行われたところです。

（参考）「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標

バス車両	総車両数約60,000台から（中略）適用除外認定車両約10,000台を除いた約50,000台のうち、約70%に当たる約35,000台について、平成32年度までに、ノンステップバスとする。適用除外認定車
------	--

	両については、平成32年度までに、その約25%に当たる約2,500台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、(中略)可能な限りの移動等円滑化を実施する。
タクシー車両	平成32年度までに、約28,000台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（中略）を含む。）を導入する。

また、バリアフリー化は社会に望まれているものの、事業者にとってバリアフリー車両の導入に応じて収入が増加するものではないことから、バリアフリー化をさらに進めていくためには、公的な支援を通じた適切な導入インセンティブを確保する必要があります。

さらに、乗合自動車等は、一般の乗用車等と比べて、一度に輸送できる人員が多いことなどから、交通渋滞、交通事故、CO₂等の温室効果ガスの発生という外部不経済がその車両重量に比して軽減されているといった面もあります。

こうした点を踏まえ、平成24年度税制改正において、バリアフリー車両の新車に係る新規検査を受ける際の自動車重量税を免除する特例措置が創設されました。

具体的には、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける以下の自動車について、その納付すべき自動車重量税を免除することとされました。

- ① ノンステップバス（自動車検査証にその自動車がノンステップバスであることが記載されている自動車に限ります。）（旧措法90の13一、旧措規40の6①一②一）
- ② リフト付きバス（自動車検査証にその自動車がリフト付きバスであることが記載されている自動車に限ります。）（旧措法90の13一、旧措規40の6①二②二）
- ③ ユニバーサルデザインタクシー（自動車検査証にその自動車がユニバーサルデザインタクシーであることが記載されている自動車に限ります。）（旧措法90の13二、旧措規40の6③④）

その後、平成27年度税制改正において、引き続き、公的支援を通じたバリアフリー車両の導入インセンティブの確保が必要であること等を踏まえ、その適用期限を3年延長し、平成30年4月30日までの措置とすることとされました。

(2) 改正の内容

本特例については、引き続き、乗合自動車等のバリアフリー化を進めていくことが必要であり、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な実施に向けて、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要があることから、その適用期限を延長し、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において定められている目標の期限である平成33年3月31日までとすることとされました（措法90の13）。

2 車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の改正

(1) 制度の趣旨等

我が国では、産学官が連携し、交通事故の削減に資する先進安全自動車の開発・普及を進めています。その成果として、大型貨物自動車向けの衝突被害軽減ブレーキが世界に先駆けて実用化されましたが、このような衝突被害軽減ブレーキを導入することは国際的な潮流となっており、我が国では、平成26年11月以降、順次、大型貨物自動車に対して衝突被害軽減ブレーキの装備を義務付けることとされました。

こうした状況も踏まえ、衝突被害軽減ブレーキを装備した大型貨物自動車の早期普及を図る観点から、平成24年度税制改正において、当該大型貨物自動車の新車に係る新規検査を受ける際の自動車重量税を50%軽減する特例措置が創設されました。

また、平成24年4月に発生した関越自動車道における高速バス事故を契機に、バスに対する衝突被害軽減ブレーキの装備義務付けを含めた車両安全

対策の検討が進められました。その結果、車両総重量が5 tを超えるバス等（人の運送の用に供する自動車で乗車定員が10人以上のもの（立席を有するものを除きます。）をいいます。以下同じです。）に対する衝突被害軽減ブレーキの技術基準の策定等が行われたことから、その早期普及を図る観点から、平成25年度税制改正において、本特例の対象に車両総重量が5 tを超えるバス等であって衝突被害軽減ブレーキを装備したものを加えることとされました。

平成27年度税制改正において、衝突被害軽減ブレーキ等の早期普及により交通事故の防止及び被害軽減を加速化させる観点から、本特例の適用対象車の範囲を拡充するとともに、対象装置に車両安定性制御装置を追加した上、その適用期限を3年延長することとされました。

平成29年度税制改正において、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を契機とした道路運送法の改正（貸切バス事業者の事業許可の更新制の導入・罰則強化など）等による貸切バス運行の安全性強化の一環として、本特例の対象に車線逸脱警報装置を装備した車両総重量が12 tを超えるバス等を加え、当該バス等の新車に係る新規検査を受ける際に納付すべき自動車重量税を25%軽減することとされました。

(2) 改正前の制度の概要

平成27年5月1日から平成30年4月30日（下記①ハ及び②ホの自動車については、平成28年10月31日）までの間に新車に係る新規検査を受ける以下の自動車について、その納付すべき自動車重量税を75%軽減、50%軽減又は25%軽減することとされていました（旧措法90の14、旧措規40の7）。

① 75%軽減対象車

- イ 車両総重量が5 tを超え12 t以下のバス等であって、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14①一）
- ロ 車両総重量が3.5 tを超え20 t以下のト

ラック（一定の牽引自動車及び被牽引自動車を除きます。以下同じです。）であって、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14①二・三）

ハ 車両総重量が20 tを超え22 t以下のトラックであって、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14①四）

② 50%軽減対象車

イ 車両総重量が20 tを超え22 t以下のトラックであって、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14②）

ロ 車両総重量が5 t以下のバス等であって、衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14③一）

ハ 車両総重量が5 tを超え12 t以下のバス等であって、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14③二）

ニ 車両総重量が3.5 tを超え20 t以下のトラックであって、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14③三・四）

ホ 車両総重量が20 tを超え22 t以下のトラックであって、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（旧措法90の14③五）

③ 25%軽減対象車

車両総重量が12 tを超えるバス等であって、車線逸脱警報装置を装備したもの（旧措法90の14④）

(3) 改正の内容

本特例については、車両安定性制御装置等の早期普及により交通事故の防止及び被害軽減を加速化させる観点から、車線逸脱警報装置を装備した車両に係る措置につき、既に普及率が相当高い車両を除き車両総重量12 t超のバス等以外

の車両をその対象に加えるなど、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長することとされました。

- ① 車両総重量が12 t以下のバス等及び車両総重量が3.5 tを超え20 t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減ブレーキ又は車線逸脱警報装置のうちいずれか2以上の装置（車両総重量が5 t以下のバス等にあつては衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置）を装備したもの（自動車検査証にこれらの装置のいずれか2以上を装備した車両であることが記載されている自動車に限ります。）について、平成30年5月1日から平成31年10月31日（車両総重量が8 tを超え20 t以下のトラックにあつては平成30年10月31日）までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を75%軽減することとされました（措法90の14①、措規40の7①～⑥）。
- ② 車両総重量が20 tを超え22 t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（自動車検査証にこれらの装置を装備した車両であることが記載されている自動車に限ります。）について、平成30年5月1日から同年10月31日までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を50%軽減することとされました（措法90の14②、措規40の7⑦）。
- ③ 車両総重量が12 t以下のバス等及び車両総重量が3.5 tを超え20 t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキのいずれか一方の装置（車両総重量が5 t以下のバス等にあつては衝突被害軽減ブレーキ）を装備したもの（①に該当するものを除き、自動車検査証にこれらの装置のいずれか一方の装置を装備した車両であることが記載されている自動車に限ります。）について、平成30年5月1日から平成31年10月31日（車両総重量が8 tを超え20 t以下のトラッ

クにあつては平成30年10月31日）までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を50%軽減することとされました（措法90の14③、措規40の7⑧）。

- ④ バス等及び車両総重量が3.5 tを超え22 t以下のトラックのうち、車線逸脱警報装置を装備したもの（①又は②に該当するものを除き、自動車検査証に車線逸脱警報装置を装備した車両であることが記載されている自動車に限ります。）について、平成30年5月1日から平成31年10月31日（車両総重量が8 tを超え20 t以下のトラックにあつては平成30年10月31日、車両総重量が20 tを超え22 t以下のトラックにあつては平成32年10月31日）までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を25%軽減することとされました（措法90の14④、措規40の7⑨）。
- ⑤ 車両総重量が12 t以下のバス等及び車両総重量が3.5 tを超え20 t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置（車両総重量が5 t以下のバス等にあつては衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置）を装備したもの（自動車検査証にこれらの装置を装備した車両であることが記載されている自動車に限ります。）について、平成31年11月1日（車両総重量が8 tを超え20 t以下のトラックにあつては平成30年11月1日）から平成33年4月30日までに新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を50%軽減することとされました（措法90の14⑤、措規40の7⑩）。

(4) 適用関係

上記の改正は、平成30年5月1日以後に自動車検査証の交付を受ける自動車について適用されます（改正法附則1二）。

トラック

【改正前】平成27年5月1日～平成30年4月30日

	3.5 t 超 8 t 以下	8 t 超 20 t 以下	20 t 超 22 t 以下
車両安定性制御装置 及び 衝突被害軽減ブレーキ	75%軽減	75%軽減	75%軽減 (H28.11.1以後は 50%軽減)
車両安定性制御装置のみ	50%軽減	50%軽減	50%軽減 (H28.10.31まで)
衝突被害軽減ブレーキのみ	50%軽減	50%軽減	50%軽減 (H28.10.31まで)
車線逸脱警報装置のみ			

【改正後】平成30年5月1日～平成33年4月30日

車両安定性制御装置 衝突被害軽減ブレーキ 車線逸脱警報装置 のうち2装置以上	75%軽減 (H31.11.1以後は 3装置で50%軽減)	75%軽減 (H30.11.1以後は 3装置で50%軽減)	50%軽減 (H30.10.31まで) 〔対象装置〕 車両安定性制御装置及び 衝突被害軽減ブレーキ
車両安定性制御装置のみ	50%軽減 (H31.10.31まで)	50%軽減 (H30.10.31まで)	
衝突被害軽減ブレーキのみ	50%軽減 (H31.10.31まで)	50%軽減 (H30.10.31まで)	
車線逸脱警報装置のみ	25%軽減 (H31.10.31まで)	25%軽減 (H30.10.31まで)	25%軽減 (H32.10.31まで)

バス等

【改正前】平成27年5月1日～平成30年4月30日

	5 t 以下	5 t 超 12 t 以下	12 t 超
車両安定性制御装置 及び 衝突被害軽減ブレーキ		75%軽減	
車両安定性制御装置のみ		50%軽減	
衝突被害軽減ブレーキのみ	50%軽減	50%軽減	
車線逸脱警報装置のみ			25%軽減 (H29.4.1以後)

【改正後】平成30年5月1日～平成33年4月30日

車両安定性制御装置 衝突被害軽減ブレーキ 車線逸脱警報装置 のうち2装置以上	75%軽減 (H31.11.1以後は50%軽減) 〔対象装置〕 衝突被害軽減ブレーキ及び 車線逸脱警報装置	75%軽減 (H31.11.1以後は 3装置で50%軽減)	
車両安定性制御装置のみ		50%軽減 (H31年10.31まで)	
衝突被害軽減ブレーキのみ	50%軽減 (H31.10.31まで)	50%軽減 (H31.10.31まで)	
車線逸脱警報装置のみ	25%軽減 (H31.10.31まで)	25%軽減 (H31.10.31まで)	25%軽減 (H31.10.31まで)

六 印紙税関係の改正

1 預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例措置の改正

(1) 改正前の制度の概要

印紙税の納税義務は、課税文書の作成の時に成立しますが、その納税義務の確定方式には、①印紙納税方式、②申告納税方式、③賦課課税方式の3つの方式があります。また、納付の方法については、①の場合は税相当額の印紙を貼付し、又は印紙税納付計器により印紙税相当額を表示する方法、②又は③の場合は現金により納付する方法によることとなります。

印紙税の課税物件である預貯金通帳等については、原則として印紙納税方式によることとなりますが、その預貯金通帳等の作成者は、所轄税務署長の承認を受けて、その作成する預貯金通帳等に係る印紙税を現金により納付することができることとする特例が設けられています。その対象は、その承認の日以後最初に到来する4月1日から翌年3月31日までの間に作成される預貯金通帳等とされていました（旧印法12①）。また、その承認を受けた期間内に作成する預貯金通帳等は、その期間の開始の時に作成するものとみなされ、その期間内に作成する預貯金通帳等の数量は、その期間の開始の時ににおける預貯金通帳等の種類ごとの口座の数とされていました（旧印法12④）。

本特例の適用につき承認を受けた者は、預貯金通帳等にその承認を受けている旨を一定の書式により表示しなければならないこととされています（旧印法12③）。ただし、その承認を受けた日の属する年の前年においても承認を受けており、かつ、その承認に係る預貯金通帳等に既にその表示をしている場合には、再び表示することは要しないこととされていました（旧印法12⑦）。

(2) 改正の背景・内容

① 改正の背景

平成29年3月29日の第14回規制改革推進会議に提出された「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～（規制改革推進会議行政手続部会）」では、「国税」について、「手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める」こととされています。この「行政手続部会取りまとめ」を踏まえ、財務省において「行政手続コスト削減のための基本計画」が策定され、印紙税について、次のとおり定められていました。

「二 印紙税一括納付承認申請の提出頻度削減【制度改正を含め検討】

毎年提出が必要とされる印紙税一括納付承認申請について、承認内容の変更がない限り、再度の申請を不要とするよう検討する。」

これを踏まえ、今般、次のとおり、本特例に関する手続の簡素化を行うこととされました。

② 改正の内容

(1)のとおり、本特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする期間の開始の日の属する年の2月16日から3月15日までの期間内に承認申請書を所轄税務署長に提出することが必要とされていたため、承認を受けようとする預貯金通帳等の種類等に変更がない場合であっても、毎年、承認の申請手続を行う必要がありました。

今般、手続の簡素化の観点から、本特例の適用につき承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年の4月1日から翌年3月31日までの期間だけではなく、承認を受けた日以後の各課税期間（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。(3)において同じです。)に作成する預貯金通帳等について、

本特例の適用を受けることができることとされました（印法12①）。これに併せて、特例の承認申請書について、特例の適用を受けようとする最初の課税期間の開始の日の属する年の3月15日までに提出しなければならないこととされました（印令12①）。

また、一度承認を受けると、その効力が継続することとなるため、承認を受けている者が、その承認を受ける必要がなくなった場合の税務署長への届出に関する規定を創設することとされました（旧印法12⑦、印法12⑦）。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成30年4月1日から適用されています（改正法附則1）。ただし、旧印紙税法第12条第1項の規定により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間内に作成する預貯金通帳等について同項の承認を受けた場合には、その承認は、改正後の印紙税法第12条第1項の規定により平成30年4月1日以後の各課税期間内に作成する預貯金通帳等について受けた承認とみなすこととされています（改正法附則52）。

2 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の延長

(1) 制度の概要等

平成9年度の税制改正において、他の税制上

の諸措置（住宅取得促進税制の見直し、登録免許税の特例措置の拡充等）と相まって、住宅・土地取引等の活性化を図るとともに、景気対策にも資するとの観点から、2年間の措置として、住宅・土地取引等に伴って作成される「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」に係る印紙税の税率を軽減する措置が講じられました。その後は、適用期限の到来に伴い2年ごとに適用期限の延長が行われてきました。

また、平成25年度税制改正において、住宅・土地取引の現状や消費税率の段階的な引上げが予定されていること等に鑑み、本特例措置の適用期限を5年延長し平成30年3月31日までの措置とした上で、建設業における重層的な下請構造の下での印紙税の課税状況等を踏まえ、平成26年4月1日以後に作成する契約書については、軽減割合及び対象範囲を拡充することとされました。

(2) 改正の内容

本特例については、住宅・土地取引の現状等を踏まえ、その適用期限を2年延長し、平成32年3月31日までとすることとされました（措法91）。

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置

（概要）

平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設工事に係るものに限る。）に係る印紙税の税率については、一通につき以下のとおり軽減税率を適用する。

○不動産の譲渡に関する契約書
〔契約書に記載された契約金額が10万円を超えるもの〕

契約金額	軽減税率	本則税率	軽減割合
10万円超 50万円以下	200円	400円	50%
50万円超 100万円以下	500円	千円	50%
100万円超 500万円以下	千円	2千円	50%
500万円超 1千万円以下	5千円	1万円	50%
1千万円超 5千万円以下	1万円	2万円	50%
5千万円超 1億円以下	3万円	6万円	50%
1億円超 5億円以下	6万円	10万円	40%
5億円超 10億円以下	16万円	20万円	20%
10億円超 50億円以下	32万円	40万円	20%
50億円超	48万円	60万円	20%

○請負に関する契約書（建設工事に係るものに限る。）
〔契約書に記載された契約金額が100万円を超えるもの〕

契約金額	軽減税率	本則税率	軽減割合
100万円超 200万円以下	200円	400円	50%
200万円超 300万円以下	500円	千円	50%
300万円超 500万円以下	千円	2千円	50%
500万円超 1千万円以下	5千円	1万円	50%
1千万円超 5千万円以下	1万円	2万円	50%
5千万円超 1億円以下	3万円	6万円	50%
1億円超 5億円以下	6万円	10万円	40%
5億円超 10億円以下	16万円	20万円	20%
10億円超 50億円以下	32万円	40万円	20%
50億円超	48万円	60万円	20%